

●地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

第 25 条 設立団体の長は、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（中期計画）

第 26 条 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 3 設立団体の長は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4, 5 （略）

（料金及び中期計画の特例）

第 83 条 第 23 条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第 26 条第 2 項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第 26 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

●佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則（抜粋）

（中期計画の認可の申請）

第 3 条 法人は、法第 26 条第 1 項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の 60 日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第 26 条第 1 項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。